

意見書案 第 7 号  
令和 3 年 9 月 10 日

長岡京市議会議長

田 村 直 義 様

発議者	三木 常照	
	上村 真造	
	八木 浩	
	小原 明大	
	進藤 裕之	
	山本 智	
	西條 利洋	
	寺嶋 智美	

#### 意見書の提出について

すべての建設アスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書（案）  
を議会の議決をもって、それぞれあて先に提出されたく提案します。

(意見書案 第 7 号)

すべての建設アスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書（案）

令和3年5月17日、最高裁において、4つの建設アスベスト訴訟（横浜訴訟、東京訴訟、京都訴訟、大阪訴訟）について、国及び建材企業の責任を認める判決が出されたが、加えて労基法上の労働者に該当しない「一人親方等」に対する国の責任を認める判断が行われた。「屋外作業者」に対する国の責任は、危険性を予見することは出来なかつたとして認めなかつた。

そして令和3年6月9日、参議院において、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」が可決成立したことで、損害賠償請求訴訟を提起することなく、金銭的な救済が図られることとなつたことは、建設業従事者のアスベスト被害者の方々にとっては長年の悲願が達成されたと大変大きく評価できるものである。

長岡市議会では、すべての建設アスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施とアスベスト被害の拡大と根絶する対策を直ちにとり、アスベスト問題の早期解決を図ることを強く要望した「建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書」を提出したところである。

屋外作業者、また検討事項とされている国の責任以外による被害の損害賠償、補償の在り方については継続課題となっている。

さらに最初の提訴から13年という長い月日を費やし、志半ばで亡くなつた原告も多数となっている現状からも、給付金については一刻も早く支給し救済されるべきである。

については、国におかれでは、給付金制度を屋外作業者、及び国の責任以外による被害の損害賠償を含め、すべての建設アスベスト被害者を救済する制度に見直し、早期に給付を開始することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月10日

京都府長岡市議会

宛先 衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣

總務大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
環境大臣  
内閣官房長官